

## 2 - 1 スキー技術競技 実施要項

### 1. 趣旨

この要項は、全国ろうあ者冬季体育大会開催要項に基づき開催するスキー技術競技の実施に必要な事項を定める。

### 2. 名称

スキー技術競技とする。

### 3. 区分

競技区分は次の2種類とする。

女子

男子

### 4. 期間

競技の期間は2日間を原則とするが、天候の状況等の特別な事情を考慮し、1日に短縮することができる。

### 5. 競技規則

別紙運営規則、競技規則を適用する他は、当該年度の(財)全日本スキー連盟(以降、SAJと呼ぶ)競技規則並びに全日本スキー技術選手権大会運営細則に準ずる。

### 6. 種目

競技種目は技術代表の立案により(財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の承認を得て決定し、全日本ろうあ連盟のホームページに告知する。但し、競技種目の設定は、次の各号に掲げる事項を基本として行う。

競技種目数は、原則として7種目とする。

競技種目は、回転弧の大きさ、斜面状況、技法の観点から設定し、各々に適合する技術を駆使して演技を行えるものとする。

種目の設定にあたっては、大回り和小回りの種目数をそれぞれ2種目以上としなければならない。

最終種目は総合滑降とする。

### 7. 出場資格

全国ろうあ者冬季体育大会開催要項による。

### 8. 競技方法

設定された競技条件や斜面状況を総合的に判断し、ターン弧の大きさやスピードを調整する技術を競う競技とする。

審判方法は5審3採用方式による公開表示とする。

最終種目を除く競技種目は、男女別に種目毎にローテーションを行なう。但し、制限滑降を種目採用する場合はピブ順に基づいて行なう。

総合成績の順位は、各競技種目の得点合計によって男女別に順位を決める。但し、同点の場合は各種目別の上位入賞数の多寡により決する。

## 9. 表彰

全国ろうあ者冬季体育大会開催要項による。

### 10. チームキャプテン会議

競技開始の前日にチームキャプテン会議を行う。

チームキャプテンの立会いの元、競技スタート順の公開ドローを行う。

タイムスケジュール、コースプロフィール、競技ルールの説明や競技に関する注意事項等の確認を行う。

チームキャプテン会議出席者は、加盟団体のチームキャプテン、コーチの各1名とする。但し、選手がこれらを兼任することを認める。

ビブを配布する。

一般選手の発言は認めないが、傍聴は認める。

### 11. その他

応急措置については、応急手当のみ行いその他責任を負わない。

天候不順の場合は、 Jury会議の決定によりこれまでに成立した競技種目の終了をもって競技の成立とする。

その他の事項については、当該年度の大会申合せ事項による。

- ・ 2005年 2月27日 第7回全国委員会で一部改正
- ・ 2006年11月11日 第4回スポーツ委員会本委員会で全面改正

#### 【本大会申合せ事項】

公開ドローは行わない。

## 2 - 2 スキー技術競技 運営規則

1．競技運営にあたって、競技委員会及びジュリーを置く。

- (1) 競技委員会は、競技バーンの選定、準備、進行等のすべての技術的事項を扱い、メンバーは、競技委員長、コース係長、主審、スタート審判、記録係、セクレタリーとする。
- (2) ジュリーは、競技実施上の責任を有し、メンバーは、技術代表、競技委員長、コース係長、主審とし、必要に応じてジュリー会議を適宜行う。

2．ジュリー会議及びジュリーの任務

ジュリー会議及びジュリーの任務は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 選手の参加資格の確認、ローテーション人数の決定
- (2) 競技バーン基準及び整備状況の確認並びに危険予防措置の点検
- (3) 現地医療機関、応急措置、現地パトロールとの連絡手段等の点検
- (4) スタート、フィニッシュエリアとアウトラインの点検
- (5) 技術的準備と気象条件の確認
- (6) 競技バーンに整備不良、安全対策の不備、選手に危険をもたらす気象の変化が生じたとき等について協議し、中止・中断・日程短縮を決定する。
- (7) 正規の手続きによる抗議があった場合は、審議し、取扱を決定する。

3．技術代表

技術代表は(財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会より委嘱された技術委員とし、主催側の公式な代表として次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 競技の運営責任者として、競技運営の指揮をとる。
- (2) 競技委員会と協議し決定した事柄について、(財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会に報告する。
- (3) 大会全体及び競技の準備状況を把握する。
- (4) 競技委員会、実行委員会との連絡を密にし、競技が規則に従い、公正・円滑に実施されているかを監視する。
- (5) チームキャプテン会議の議長となり、裁決を必要とするとき賛否同数の場合は決定権がある。
- (6) 競技の運営に極めて危険な条件が生じ緊急を要する場合は、他のジュリーメンバーに相談できなくとも、中断もしくは中止することができる。
- (7) 体力的・技術的に出場することが危険と認められる選手を除外するようチームキャプテン会議に提案する権利を有する。
- (8) 競技バーンの視察及び最終確認を行う。
- (9) 公式成績の認証及び問題点等について(財)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会に報告する。
- (10) 公式成績の発表ならびに表彰状の授与を行う。

4．競技委員長

競技委員長は、競技主管の中から選び、全競技役員の業務を指揮監督者として、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 競技委員会を招集して、技術代表と協議し、技術的な問題を検討する。
- (2) 準備から競技会終了まで円滑な競技運営上の責任を有する。
- (3) スタート審判、記録係の指揮及び調整を行い競技進行について責任を有する。

## 5. コース係長

コース係長は、開催地のゲレンデと雪の状況を熟知し、競技委員会及びジュリーの指示に従って、競技バーンを準備する責任を有する。

## 6. スタート審判

スタート審判は、スタート10分前に選手を集合させ点呼を行い、次の各号に掲げる事項の点検、確認、措置等を行う。

- (1) 選手のピブ確認、服装及びスキー用具を点検する。
- (2) 審判員のスタート合図を確認し、選手をスタートさせる。
- (3) 選手の遅延スタート、不正スタートの判定をする。
- (4) 遅刻した選手のスタートについて、その措置を決める。

## 7. 主審及び審判員

審判員はSAJ公認B級検定員以上の資格を有する公認検定員5名とし、そのうち2名以上をNPO法人全日本聴覚障害スキー指導員会所属の公認検定員とする。但し、主審はA級検定員の資格を有するものでなければならない。また、審判員はジャッジを公平かつ正確に行うために、次の各号に掲げる事項に配慮する。

- (1) 選手の得点については、主審以外の審判員との会話は禁止する。
- (2) 審判員は、選手及び観客に話しかけることは極力避ける。

## 8. 記録係

記録係は、審判の公開する得点を記録用紙に記載し、次の各号に掲げる集計を行う。

- (1) 競技1日目の合計集計を行い、競技2日目最終種目のスタート順を決定する。
- (2) 競技全種目の合計を集計し、主審の確認を得て公式成績として技術代表に報告する。

## 9. セクレタリー

セクレタリーは、競技運営上の庶務事項全般の責任を有し、実行委員会の中から選び、次の各号に掲げる集計を行う。

- (1) ジュリー会議、競技委員会及びチームキャプテン会議の議事録の作成
- (2) スタートフラッグ、トランシーバー、記録用紙、得点表示板の準備
- (3) 公式掲示及び成績の掲示
- (4) 選手の抗議に関する事項及び抗議の受理

## 10. 競技バーンの設定

- (1) 競技バーンの設定については、競技種目の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主審及び各審判員の判断に委ねる。
- (2) 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定でなければならない。
- (3) 競技バーンはバーンをネット等でセパレートする等、安全に配慮したものでなければならない。
- (4) 競技バーンが荒れた場合は、必要に応じてコースを整備しなければならない。

## 11. 採点方法及び基準

制限滑降を除く採点方法は、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) 競技主管より委嘱された審判員5名がそれぞれ採点する得点数の公開表示とする。

- (2) 得点方式は、各種目を100点満点とした減点法で採点し、得点は最高点と最低点をカットした3審判の合計点とする。(5審3採)
- (3) 採点基準SAJスキーバジテスト基準及び実施要領1.プライズテスト、2.級別テストの採点基準に準ずる。

## 12. 制限滑降

制限滑降は、SAJアルペン規則に準ずるものとし、得点換算方は次のとおりとする。

- (1) 制限滑降は1/100秒を単位とした計時によるタイムを換算して得点とする。
- (2) 得点の換算は次の方法による。

制限滑降を除く各種目の最高得点の平均点を制限滑降の1位の得点とする。

制限滑降を除く各種目の有効得点者の最下位の得点の平均点を下位基準点とする。

制限滑降の完走者の90/100位のタイムを下位基準タイムとする。

1位のタイムと下位基準タイムの差をAとし、 $\frac{1}{100}$ による1位得点と $\frac{1}{100}$ による下位基準点の差をBとし、AをBで除したタイム差を下位基準点とする。

制限滑降の90/100位以下の完走者の得点は下位基準点とする。

この換算は、部門ごとに男子、女子それぞれで行なう。

## 13. その他

その他競技運営に支障をきたす恐れがあると認めるときは、技術代表、競技委員長、実行委員長と合議の上、特例を適用することができる。

## 2 - 3 スキー技術競技 競技規則

### 1. 用具、用品

- (1) 選手が競技において使用する用具・用品は、S A J 公式用品委員会に認定された用具・用品を使用しなければならない。
- (2) 用具・用品に表示される商標及び社名は、S A J 規定によるもの以外は認めない。なお、上記規制範囲は、コールを受けるときからゴールまでとする。
- (3) プレートは市販商品の正常な使用法に限る。改造もしくは複数商品を複合した使用法は認めない。
- (4) 競技中は、頭部を防護するものを着用しなければならない。但し、ヘアバンドは防護するものとみなす。
- (5) 制限滑降はヘルメット着用を義務つける。
- (6) 競技ワンピースの着用は、制限滑降のみとする。
- (7) 制限滑降におけるスキープレートおよびブーツソール並びにスキーのサイズおよびサイドカーブの制限は、S A J ルールに準拠していることが望ましい。

### 2. スタート

スタートは、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) 最終種目を除くスタート順は、女子班 男子班とし、各班内でローテーション（ローテーション方法はチームキャプテン会議で告示）を行う。
- (2) 最終種目のスタート順は、前日までの種目総合得点の低いものから順番にスタートする。
- (3) 選手は種目別スタート地点に10分前に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。
- (4) 選手は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- (5) 選手はスタート審判の出発合図により出発しなければならない。
- (6) 直ちに出发しない場合は当該種目を棄権したものとみなす。

### 3. フィニッシュ

フィニッシュは、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) フィニッシュは、競技バーンの下方に設けられた旗門を結ぶフィニッシュラインの通過をもって終了とする。
- (2) 選手は、示された停止エリア内で停止すること。
- (3) 主審は選手の停止位置を確認し停止内容に著しい違反があった場合は、各審判に指示し改めて減点を通告する。

### 4. 演技

各競技種目については設定された条件や状況を判断して、適切な技術によってターンの大きさやスピードの調整を行なうこと。

### 5. 演技の中断及び途中棄権

演技の中断、途中棄権を行う場合は、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) 演技を中断した場合には、その位置で態勢を整え速やかに再スタートする。但し、中断が長引くと判断した場合は、主審の指示に従い行動する。
- (2) 選手は係員の幫助を受けることができる。

- (3) やむを得ず途中棄権する場合は、その旨を係員に告げ、速やかにコース外に移動する。この場合において当該種目の得点は0点とするが、次の種目からの出場権は保持される。

#### 6. インспекション

インспекションは、次の各号に掲げる要領により行う。

- (1) 競技バーン設定後のインспекションは、コート外から行い、コート内への立ち入りはできない。但し、必要があるときは、事前に通告し、横滑りによりコート内に入ることができる。
- (2) 制限滑降を種目採用する場合のインспекションについては、競技役員の指示に従い行なう。
- (3) 必要に応じて、公式トレーニングを行うことができる。
- (4) インспекション等でコート内に入る場合は、必ずビブを外側に着用すること。

#### 7. 抗議

抗議は監督またはコーチが書類をもって、セクレタリーに提出する。ただし、急を要する場合は、当該コートの主審に申し出ることができる。

#### 8. その他

その他必要がある事項は別途定め、チームキャプテン会議に提案、承認を仰ぐ。